



第2次美濃加茂市人権施策推進指針

概要版

令和2年3月
美濃加茂市

指針策定の背景

人権は、人間の尊厳にもとづいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、一人ひとりが幸福な暮らしを送るために不可欠な権利です。

憲法では、「基本的人権の尊重」として侵すことのできない永久の権利として保障し、国民は不断の努力によって保持しなければならないとしています。

本指針では、人権がすべての人に保障される地域づくりを目指すための、基本的な方向性を示します。

基本理念

「思いやりの心」にあふれた、人を大切にするまちづくり

基本目標

①自分らしく生きていけるまち

すべての人の権利と自由が保障され、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きていけるまちをめざします。

②思いやりをはぐくむまち

一人ひとりの人権に配慮され、健康で安心した生活を保障した誰に対しても思いやりをもって幸福に暮らすことができるまちをめざします。

指針の位置づけ

この指針は、本市の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

指針の推進期間

令和2年度～令和11年度までの10年間とします。

分野別人権課題の解決へ

女性

性別で職業や家庭、地域での役割を決め付ける意識はまだ残っており、妊娠を理由とした不利益な取扱いやDVなど多くの課題があります。

人権尊重意識の啓発

男女間のあらゆる暴力の根絶（DV防止）

男女共同参画社会の推進

障がい者

依然として障がい者への社会的障壁は多く、外出を控えたり、地域社会への参加や自立を困難にしています。

市民の障がい者に対する理解の促進

生活環境の整備

自立と社会参加への支援

子ども

いじめや児童虐待という、深刻な人権問題が起こっており、子どもを守るために社会全体で対策を行わなければなりません。

学校等におけるいじめの防止

児童虐待の防止

相談体制の整備

子育て家庭への支援

同和問題 (部落差別)

同和地区関係者への偏見や差別意識は解消されておらず、インターネットへの差別的な書き込み等の問題も起きています。

教育・啓発の推進

えせ同和行為の排除

高齢者

高齢化の進行とともに、増加傾向にある単独世帯の孤立化や、犯罪被害を防ぐための取り組みが必要です。

高齢者への虐待の防止

犯罪被害防止の啓発

福祉サービスの提供

HIV感染者・ ハンセン病 患者等

HIV・ハンセン病等への正しい知識が不足していることから、患者等への偏見や差別が生じています。

正しい知識の普及

偏見や差別の撤廃

刑を終えて 出所した人

本人に更生意思と意欲があったとしても、就職や住居等の面で受け入れてもらえないことにより社会復帰が阻まれるといった状況があります。

社会復帰への支援

相談体制の整備

犯罪 被害者等

直接的な被害だけでなく、行き過ぎた取材や報道、無責任な噂話などにより、精神的な負担が被害後に生じています。

プライバシーの保護と配慮への啓発

相談体制の整備

外国人

国籍や民族などの異なる人々に対し、文化の違いなどから偏見や就労差別などの問題が生じています。

コミュニケーションの支援

就業へ向けた支援

教育体制の充実

インターネットによる人権侵害

インターネットでの情報発信を悪用した暴言やプライバシーの侵害、いじめ等の人権侵害が生じています。

SNS等の悪用防止についての啓発

安全な利用についての教育

性的指向・性自認

同性愛者や体と心の性が一致していない人などが、心ない好奇の目にさらされる問題があります。

性の多様性の理解に向けた啓発

正しい知識の周知

性の多様性に配慮した対応

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

関心と理解を深めるための啓発

拉致問題に起因する差別の撤廃

アイヌの人々

先住民であるアイヌの人々に対する偏見や理解不足から差別問題が依然として存在しています。

関心と理解を深めるための啓発

偏見・差別の撤廃

ホームレス

自立の意志がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされた人への偏見や差別意識が生じています。

各相談機関との連携

自立支援に向けた理解や共生意識の啓発

人身取引(トラフィッキング)

強制労働や性的搾取を目的として、特に女性や子どもを対象とした人身取引が行われ、深刻な人権侵害となっています。

関心と理解を深めるための啓発

被害者への適切な保護措置

自殺をめぐる問題

いじめ等の人権侵害が自殺の原因となることがあり、自殺者の遺族に対しての差別や偏見等の問題も生じています。

ゲートキーパーの養成

相談体制の充実

関係機関との連携

災害に伴う人権問題

被災地からの避難者に対するいじめなど、人権問題が発生しています。また、避難所における人権を守るための環境整備も課題となっています。

風評被害による差別の撤廃

避難所におけるプライバシーの保護

女性の人権保護のための環境整備

人権施策推進の基本的な方向

人権教育の推進

学校教育において、人権問題の正しい知識と、思いやりの心を育み、教育を充実させます。
差別やいじめを許さない学校づくりを進めます。

学校教育

生涯学習の視点に立ち、あらゆる機会において、人権問題についての正しい知識や、日常生活の中でのさまざまな課題における人権尊重の必要性についての教育を推進します。

社会教育

人権啓発の推進

家庭、職場、地域など、さまざまな場において、人権問題についての正しい知識や、意識の改革について、市民に問いかけを続け、人権意識が高まるように働きかけを努めます。

市民の
方々へ

日常的な人権問題への関心と理解を持ちましょう。
偏見を持たず、差別をしない、差別を許さない態度と行動に努めましょう。

企業の
方々へ

事務所内における人権尊重の気風を醸成しましょう。社会的責任の一つであり、企業価値を高めることにもなります。
職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止に努めましょう。

人権尊重の視点に立った職務遂行

- ・常に人権尊重の視点にたち、あらゆる施策・事業の推進に取り組みます。
- ・市職員、教職員に対し人権問題についての研修を奨励し、それぞれの職域の中で人権問題への解決に向けた人材づくりの広がりを図ります。

人権相談について

相談名	相談日時	電話番号	場所
人権相談 (電話・面談)	平日8時30分 ～17時15分	0570-003-110 (ナビダイヤル)	岐阜地方法務局 美濃加茂支局
	不定期 ※市HP等にてお知らせ	0574-25-2111	総合福祉会館 すこやかタウン美濃加茂
心と暮らしの相談窓口 (電話・面談)	平日8時30分 ～17時15分	080-2663-2709	美濃加茂市役所 西館1階 福祉課
児童生徒に関する相談 (電話・面談)	平日8時30分 ～17時00分	0574-25-3999 (面談は事前予約)	美濃加茂市教育センター (みのかも文化の森 2 階)
あじさい教育相談 (電話・面談)	平日8時30分 ～17時00分	0574-25-3999 (面談は事前予約)	
女性の人権ホットライン (電話)	平日8時30分 ～17時15分	0570-070-810	-
子どもの人権110番 (電話)	平日8時30分 ～17時15分	0120-007-110	-

※連絡先、相談日時等は変更になる可能性があります（令和2年3月時点）
上記の相談料は無料です。

第2次美濃加茂市人権施策推進指針（概要版）

美濃加茂市 市民協働部 地域振興課

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1

TEL0574-25-2111（代）FAX0574-25-3917

chiiki@city.minokamo.lg.jp